

平成27年1月8日
(木曜日)

北海道教育委員会 公報

(号 外)

目 次

教育長訓令

- 北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 2

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年1月8日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2、太陽光電気の販売に係る場合にあつては別記第4号様式の3」に改める。

別記第4号様式中「不動産等賃貸以外」を「不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外」に改め、同様式中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
- (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書面
- (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合い
- (5) その他参考となる資料

別記第4号様式の2中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
- (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
- (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合い
- (5) その他参考となる資料

別記第4号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の3（第9条関係）

営利企業等従事許可申請書（太陽光電気の販売関係）

平成 年 月 日

北海道教育委員会 様

所 属
職 名
氏 名 _____

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり許可を受けたいので申請します。

1 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kW
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
2 収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh/年
	販売価格	円/kWh
3 太陽光電気の販売に係る管理業務の方法		
4 職員の職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無		
5 職員の職務の遂行への支障の有無		
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無		

備考1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
 - (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
 - (3) 事業者管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該業務への関与の度合い
 - (5) その他参考となる資料
- 2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦型とする。

附 則

この教育長訓令は、平成27年1月8日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年1月8日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式の2の記載上の注意に次の1事項を加える。

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面（営利を目的とする私企業を継承した場合）
- (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書面
- (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合いを明らかにする書面
- (5) その他参考となる資料

別記第9号様式の4の記載上の注意中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1

事項を加える。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書類
- (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
- (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合いを明らかにする書面
- (5) その他参考となる資料

別記第9号様式の4の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式の5（第11条関係）

営利企業等従事（太陽光電気の販売関係）許可願

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

勤務学校 _____

職 名 _____

署 名 _____

次のとおり、太陽光電気の販売を行いたいので、許可してください。

記

- 1 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況
設備の所在地
発電出力 kW
運転開始（予定）年月日 年 月 日
- 2 収入の予定年額
合計 円
年間販売量（見込み） kWh/年
販売価格 円/kWh
- 3 太陽光電気の販売に係る管理業務の方法
- 4 職員の職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無
- 5 職員の職務の遂行への支障の有無
- 6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

記載上の注意

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
- (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
- (3) 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該業務への関与の度合いを明らかにする書面
- (5) その他参考となる資料

2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

附 則

この教育長訓令は、平成27年1月8日から施行する。

